

3. 案件

(1) 西山天王山駅駅前駐輪場設置工事

意見・質問	回答等
○一回目で入札要件が整わなかったということで、おそらく参加資格者の差で、入札があるかないかの違いがあったと思うのですが、最初、抽出案件説明書 8 番の「簡易公募型指名競争入札の参加表明書に記載していない技術者を配置できない。」という文言を記載する必要があったのかという点が今の説明では不明瞭でした。なぜ最初はこのような記載をする必要があったのか教えてください。	・工事発注にあたって、発注工事の工種及び発注金額の市の選定基準に基づいて入札方式等を決定しています。今回の工事については、工事内容と工事金額から簡易公募型指名競争入札で行う事が市の選定基準で定められているので、基準通りの内容で発注を行いました。
○決められた基準どおりではない条件付指名競争入札にしても良かったのですか。簡易公募型指名競争入札で入札要件が整わなかったから条件を緩和したという事ですね。	・そうです。地域を拡げたことと入札方式を変更しております。
○それと配置予定技術者に関しても、調書に記載していない技術者でも配置できるように緩和していますよね。	・配置予定技術者については、条件を変更しておりません。入札参加をするときに提出した技術者以外の者は配置できないので、この部分については 1 回目、2 回目と変わっておりません。
○西田委員が言われたように、簡易公募型指名競争入札で発注していたものが何故、条件付指名競争入札に変更したという点が抽出された理由だと思います。今回のような変更は規則上問題ありませんか。	・問題ありません。
○一般建設業でも広く応募しているのに特定建設業にしたことで応札があったのですね。	・元々対象は 11 者でしたが、特定建設業を条件に入れたことで 17 者に増えました。結果としては 3 者から申し込みがあったのですが、その内、特定は 1 者、一般が 2 者です。

○応札する業者がなかったので、条件を変更することは問題ないとのことでしたが、結果として落札した業者は参加可能業者を増やしたことで落札されたということですか。 ○最初から特定建設業を含めることはなかったのですか。 ○競争環境が整わない場合に参加条件を見直すという場合は、参加申込数が0 者や1 者の場合に行っているということですか。2 者以上であれば行わないのですか。 ○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・結果としてはそうなります。 ・繰り返しにはなりますが、工事の内容と工事金額選定基準を照らし合わせると、一般建設業が対象となるので当初は基準どおり一般建設業のみとしております。 ・そうです。指名競争入札の場合は、2 者以上の申込みが入札執行の条件となっています。一般競争入札の場合は1 者でも入札を執行できる規定となっております。今回は1 回目が簡易公募型指名競争入札であり1 者の入札であったので取り止めとなり、条件を変更して発注しました。
--	--

(2) 馬場井料田・調子マンホールポンプ改築更新工事

意見・質問	回答等
○業者登録の地域の範囲を 2 回目で国内まで広げているが、入札参加業者は 2 者とも 1 回目の範囲に含まれる大阪なのですが何故でしょうか。	・ポンプ工事はこれまで何度か発注していますが、参加が少ない工事内容となっております。理由は定かではないですが、今回の工事は規模が小さいことが一つの理由だと思います。国内に範囲を広げても結果として大阪の業者しか入札してこなかった理由は分かりませんが、1 回目に気付いておらず、2 回目で入札公告を確認して入札されてこられたと考えております。
○マンホールポンプの改築工事は普段から参加が少ないという事ですが、扱える業者が少ないという事ですか。	・一般的な土木工事ではなく、まずポンプを取り扱っているメーカーが限られている事があり、どこの土木業者でもできる工事ではないと思います。
○専門性の高い工事ということですか。	・そうです。
○入札情報の広報の仕方は 1 回目と 2 回目では変えていますか。もしくは方法を変えられていますか。	・同じです。
○では大阪の 2 者は単純に見ていなかったことが考えられるということですか。	・見ていなかったのか、手持ちがあって入札しなかったのかは分かりませんが業者側の都合だと思います。
○工事の着工予定のタイミングが合わなかったという事ですか。	・その可能性はあります。また、参加可能業者が全国で 75 者ありますが、あくまでも機械器具工事という括りなので、この中にはエレベーター業者等もいるので必ずしもマンホールポンプ工事ができる業者が 75 者居るわけではないです。なので、この工事ができる業者はかなり限られると思います。また、最近は何の施設でも老朽化は問題になっているので業者の取り合いも原因として考えられます。
○私は建築士なのでこのような工事については詳しくないのですが、この場合の改築は故障しての交換か耐用年数による計画的な取替のどちらでしょうか。	・ポンプの標準耐用年数は 15 年で、目標耐用年数は 1.5 倍の 23 年としており、この工事では 2 基とも 23 年以上経過したポンプです。

○このようなポンプは市内に何箇所かあるの ですね。 ○ほとんど同じような耐用年数ですか。順次 取り替えているのですか。 ○対応できる業者が少なくて手を挙げにくい という話があったので、計画的に年間で纏 めて発注することはできないのでしょうか。ロット数が大きくなれば逆に予算の圧 縮もできると思いますし、手を挙げる業者 も増えて、競争性も図れると考えられない でしょうか。例えば1工事の箇所数を2基 から4基に増やすなど。 ○毎年500万円ずつですか。 ○耐用年数の23年を過ぎているポンプはい くつかあるという話ですが、元々の耐用年 数を過ぎたポンプの取替工事を予算化して 纏めて施工することは財政的に不可能です か。 ○耐用年数が超えているというのは少し心配 になります。点検はしているという事です が大丈夫ですか。 ○バックアップのポンプも同じくらいの耐用 年数ですか。 ○それは分かります。ただ、これだけ入札が無 ければ、ロット数を増やした方がいいと思 ったので、毎回ポンプで苦勞されているイ メージがあるので、ポンプの取替工事が多 いが、対応できる業者が少ないという事は 毎回あるような気がします。	・令和6年4月時点で、23年以上経過してい るポンプは、施設は2箇所でポンプは3基あ ります。 ・順番に取り替えています。 ・2基で500万円ほどかかるので一気に4基 というのは、今年度も2基の交換を予定して おり予算的に厳しく平準化という意味でも、 毎年工事をしております。 ・そうです。予算の都合もありますし、一気に というよりは少しずつ計画的に対応していま す。 ・毎月定期的にポンプの老朽化の点検をして、動 作に問題がないか確認しています。今回更新 したポンプは絶縁抵抗値という電気製品の一 つの故障の目安である抵抗値を計って、消耗 して電圧が変化しているもの、不具合とまで はいかなくても変えた方がいいということで 今回、この2基を交換しました。 ・マンホールポンプ自体は一つのマンホール内 に2基あり、片方がつぶれても、もう片方が 緊急で作動するようにはなっています。 ・そうです。ただ、耐用年数が来たからすぐに 交換しなければいけないというものではない です。
---	--

○私も纏めて発注できればここまで苦勞しないで済むと思いますが、そういう意見が出たという事を記憶にとどめておいてもらえればと思います。 ○少し話が戻りますが、1 回目と 2 回目で工期は変えていますか。 ○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・ 同じです。
---	----------------

(3) 防護柵・白線・標識等設置工事

意見・質問	回答等
○これは 1 者でも入札業務として問題ないのですか。 ○この工事の入札参加業者が少ないのですね。参加可能業者が 7 者で申し込みが 1 者だけですが、この工事がいつも応募数が少ない理由は何か考えられますか。 ○施工箇所が点在している点については、工区を決めるなど同一箇所を纏めて発注することはできないのですか。仮設だけでもすごく無駄ですよ。 ○一度、検討してもらえたらと思います。今後、人材不足で事業者が減っていくと思います。発注の方法を行政として考えてもらえればと思います。これから応札がない案件が増えていくような気がするのです。 ○いつも白線工事を請け負っている業者はこの 7 者くらいで固定化してきていますか。	・条件付一般競争入札なので問題ないです。 ・金額が 200 万円以下と規模が小さい事と施工箇所が点在しており機材の移動やその都度、交通規制をかけるので手間とコストが割に合っていないことが理由として考えられます。 ・私共もパトロールをしながら白線を引く必要がある箇所を随時ピックアップしており、纏められればいいのですが、白線が消えている箇所を来年度の区間だからそのままにしておくわけにもいかないので、緊急性があるという事でバラバラになるのは仕方がないと思います。今、ご意見いただいたことは検討したいと思いますが今のところ難しいと感じます。 ・固定化してきています。この塗装工事で最希望で登録している業者が非常に少なく、近畿で 7 者ですが、全国まで拡げても変わりません。そもそも塗装工事を最希望で登録している業者の数が少ない点も参加者が少ない大きな要因の一つだと考えています。

○条件を最希望業者で縛るというのは、他の自治体でも一般的なものですか。 ○希望まで上げると業者数は増えますか。 ○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・一般的ではないです。長岡京市では一つの業者がたくさんの工事を取ることがないように、多くの業者が参加できる機会を得るために、建設業の許可としては多く持っていても参加できるのは最希望している工種だけとしています。ただどうしても最希望の登録業者だけでは競争性が十分確保できない場合は希望で登録している業者でも参加できるような形で発注する場合があります。 ・かなり増えます。数十者にもなります。
--	--

(4) 長岡第二中学校体育館等照明LED化工事

意見・質問	回答等
○簡易公募型指名競争入札の場合は、指名した業者同士がどこの業者が参加しているか分かるのですか。 ○対象の学校は第二中学校で終わりですか。 ○分散して計画的に進めていますが、一斉にするのは財源的に不可能ですか。省エネにもなりますし、1か年で1億円というのは難しいですか。 ○空調工事は入札ではなかったのですか。	・開札が終わるまで指名した業者同士はわかりません。 ・終わりではありません。長岡京市は小学校10校、中学校4校の計14校あります。中学校については武道場も各学校にありますので対象施設は18施設となり、それを計画的に4か年でLED化するものです。 令和5年度はその1年目で、小・中学校それぞれ1校の施工を行いました。 ・一斉に行わなかった理由は何点かあります。体育館は高所作業となるので足場を組む必要があり、授業を止めることがあるので事前に学校にお知らせして授業のカリキュラムを調整してもらう必要があること。また、並行して体育館に空調設備の導入も計画しており、数年かけてLEDと空調設備を満遍なく施工する計画をしています。一斉にLED化すればコストダウンになることは分かっているのですが、授業に影響が出ない発注の計画を考えています。 それと一斉に発注すると市が謳っている地元業者に仕事を取ってもらうという観点でいうと、纏めてしまいますと地元業者が取りにくい条件での発注となるので、できるだけ分散できたらと考えています。地元業者の数もそこまで多くないので、他の仕事をしながら行政の仕事もしていただく、適切な規模感の発注を考えています。 ・空調工事は今年度中学校からの発注となり、現在、入札準備を進めているところです。

○LED の取替の時と同じ足場を使って空調設備を設置することは可能ですか。 ○わかりました。 ○中小企業振興基本条例を作ってくださいましたよね。それに合わせて、金額を大きくすると地元業者が取れないという事で、中小企業の育成のために今回のような発注になっているという事ですか。 ○わかりました。 まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・空調工事はそれ程、背の高い足場は必要なく、バスケットゴール程の高さです。また、LED については背の高いローリング足場になりますので兼用は出来ません。 ・その通りです。参加業者を地元に限定することで受注機会を増やしています。
---	---

(5) J R 長岡京駅東口駅前広場整備工事その 4 (植栽工事)

意見・質問	回答等
○この工事は参加可能業者が 9 者に対し申し込みが 8 者あったのですね。業種によって何故こんなに差が出るのでしょうか。 ○何か特別な広報をしたわけではない。造園業者はほとんど手を挙げているのに電気業者は 6 者中 2 者しか手を挙げていないので。 ○そうですね。電気業者は忙しいですね。 ○起工は 11 月頃ですが、工事はいつ頃までかかったのですか。時期的には造園業者の繁忙期なのですか。もしくは閑散期なのですか。 ○これだけの業者が参加していただけることは良いことだと思います。造園業者がおそらく民間の仕事もあると思いますが、民間の造園業者が発注時期をずらして公共工事にたくさん参加してもらうことは可能ですか。施工時期が決まっていて難しいですか。 ○私が言いたかったのは、たくさんの業者に参加してもらって良かったという事で、今回のような機会を今後も設けていただければいいと思います。	・今回、参加可能業者が市内の造園業者であったためだと思います。 ・広報については一般的な広報で発注をかけております。 ・LED 化工事については、現在あらゆる施設で行われており、電気業者は公共だけでなく、民間も LED 化が進んでいるという事で、非常に忙しいという話は聞いております。その為、公共の LED 化工事についても、条件的には業者によっては手を挙げにくいのだと思います。それらが電気工事の申込業者が少ない理由だと思います。 ・植栽工事は、一般的に気温の高い時期は避けるもので、時期的には遅いかもしれませんが、一般的にはこれくらいの時期だと思います。 ・植栽は夏場といった気温の高い時期を超えてからでないと、根の付きが良くないと思います。また、今回の場合は駅前広場が整備した後、最後に植えるので、どうしても年度末の時期になってくる状態です。建物であっても同じだと思います。外構工事は最後に来ると思いますので。

様式6 - 1（定例会議）

○わかりました。

まとめとして、この工事の入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。

(6) 開田 2 丁目地内配水管布設替工事

意見・質問	回答等
○申込業者が多くてありがたいことだと思いますが、落札率の 79.71%と予定価格との差についてはどのように考えられていますか。	・落札率 79.71%については、競争性の観点でこの金額という事から、私どもでは加減できない落札率だと思います。
○全体的に低いですね。	・そうですね。
○この配水管の工事というのはいつも参加業者数が多い傾向にありますか。	・そうです。参加可能業者は、市内 9 者と準市内が 2 者います。
○参加が多いか少ないかという話が先程から出ており課題という事ですが、これ程に参加業者が多かった理由は工種以外に何か考えられる理由はありますか。	・推測にはなりますが、これまで長岡京市の水道を守ってきたという自負のもと、工事をしてくられた業者なので、引き続き工事に携わっていかうと入札に参加されているのではと思っています。
○この案件は予定価格と最低制限価格との差が他の案件と比べて少し大きく感じますが、これは何か理由があるのですか。他の案件も 92%をかけていますか。	・はい。全体的に入札率が低いので最低制限価格も低くなります。他の案件も平均額に 92%かけています。
○普通は私たちが見積もり等を設計事務所として目を通してある時に、元々設計事務所で出させていただく見積もりに対して、例えばそれが 980 万円だったとして、ここまで下がることあまりないので何か要因があったのではと普通は考えるのですが、どうでしょうか。	・競争が激しくなったという事だと思います。管工事の入札率は令和 3 年度では大体 90%くらいでしたので、だいぶ下がっています。参加業者が増えたことで競争が激しくなって、落札率が下がったのだと思います。
○応札する業者が多いと入札率にその影響が顕著に表れているということですね。	

○今の意見は、応札業者が多ければその分、予定価格よりも下がって競争性が高まっていくという考えでいいですか。また、契約の時期は影響することはありますか。 ○であれば今回の落札率は時期だけではなく、業者の数が影響しているという事ですね。たくさんの業者に応札してもらえれば落札率も下がってくるという事ですね。 ○わかりました。 この案件のまとめとして、入札に関する手続きや経過について意見聴取しましたが、特に問題はないとします。	・そう考えています。 また、この案件については年度末に契約しており、翌年度当初である4、5月は一般的に仕事がない時期ともいわれており、ある程度無理をして応札されることもあると推測します。 ただ、管工事については、資料3に他の管工事を掲載しておりますが、3月契約の今回の契約と落札率はそこまで差がないくらい低いので、今回入札については、時期の影響は少ないと思います。 ・入札する時に何者いるのかという事はだれにも分かりません。分かたら駄目なので。業者がどうしても取りたいと思った案件だったからその額を入れられたのではないかと思います。なので、全て推測でしかなく、結果から申込業者が多かった。つまり、人気の高い案件だったと想像します。理由は業者側でしか分からないので、魅力ある案件だったと思う事しかできないです。
--	--

(7) 長岡京駅前線(第4工区)歩行空間整備工事その2

意見・質問	回答等
○幹線道路の予定線で赤囲みの中はマンションの建築敷地ですよね。この場所は民間ではなく市が工事を行うのですね。	・そうです。あくまで道路の計画高に合わせるという事で、道路が長岡京市の公共工事、市施工になるので原因者負担という考え方となります。
○この工事の様子がそこまで想像ができず、この業者に依頼することがより有利な理由が漠然としたイメージしかないのですが、マンションの建設中だから調整等の関係で建設業者に依頼した方がいいという理解でよろしいでしょうか。	・この随意契約の6号の規定ですが、価格という一面もありますが、履行に際しての諸条件が他者と比べて有利という場合に適用する条項です。価格面で具体的に言うと、本工事においては、ガードマンを6名見ておりましたが、工事日数を考えると通常であれば、40名程必要になってきます。マンションの建設業者と随意契約することで、この差分、経費が安くなります。この両面から6号の規定に基づいて、特命随意契約を行ったという事です。
○マンションの工事はどれくらい進んでいますか。	・現在、マンションは引き渡し済みで入居者が入られております。
○では、工事の取り合いはある程度、融通が利くという訳ではなかったのですか。	・発注時は、まだ工事中でした。
○だからガードマンが合理的に配置できたという事ですね。	・その通りです。
○先程の説明であった6号を適用した方が差額分、安くなったという事ですが、他に不利を適用する理由がありますか。	・先程申し上げたように、価格とはある一面であり、それよりも履行に際しての諸条件が他者よりも有利な場合に6号の規定を使う事ができます。この履行に際しての諸条件とは資料にも書いていますが、官民境界の取り合い部の調整や工期の短縮、安全性の確保といった条件で、それらが他者よりも有利という判断をしています。

○つまり、工事費だけではなく他の条件も含めて総合的に考えて競争入札は不利だという考え方ですか。 ○わかりました。 まとめに入りたいと思います。意見聴取させていただき、入札に関する手続きや経過について、特に問題はないものとしします。	・仰るとおりです。
--	------------------